

添付法令資料 4 :

ベトナム施設における民主実施法 (目次)
22.11.10 可決 法律第 10/2022/QH15 号 / 23.07.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 10 条)
- 第 2 章 社、坊及び市鎮における民主の実施
 - 第 1 目 社、坊及び市鎮における情報公開 (第 11 条ないし第 14 条)
 - 第 2 目 人民による討論及び決定 (第 15 条ないし第 24 条)
 - 第 3 目 人民による意見参加 (第 25 条ないし第 29 条)
 - 第 4 目 人民による検査及び監察
 - 第 1 小目 検査及び監察の内容及び形式 (第 30 条ないし第 35 条)
 - 第 2 小目 社、坊及び市鎮における人民調査委員会 (第 36 条ないし第 40 条)
 - 第 3 小目 コミュニティの投資監察委員会 (第 41 条ないし第 45 条)
- 第 3 章 機関及び単位における民主の実施
 - 第 1 目 機関及び単位における情報公開 (第 46 条ないし第 48 条)
 - 第 2 目 幹部、公務員、職員及び労働者による討論及び決定 (第 49 条ないし第 52 条)
 - 第 3 目 幹部、公務員、職員及び労働者による意見参加 (第 53 条ないし第 55 条)
 - 第 4 目 幹部、公務員、職員及び労働者による検査及び監察
 - 第 1 小目 検査及び監察の内容及び形式 (第 56 条ないし第 59 条)
 - 第 2 小目 機関及び単位における人民調査委員会 (第 60 条ないし第 63 条)
- 第 4 章 労働使用を有する組織における民主の実施
 - 第 1 目 国営企業における民主の実施
 - 第 1 小目 国営企業における情報公開 (第 64 条ないし第 66 条)
 - 第 2 小目 国家企業における労働者による討論及び決定 (第 67 条ないし第 70 条)
 - 第 3 小目 国家企業における労働者による意見参加 (第 71 条ないし第 74 条)
 - 第 4 小目 国家企業における労働者による検査及び監察 (第 75 条ないし第 81 条)
 - 第 2 目 国家外区域に属する労働契約に従った雇用及び労働使用を有するその他の企業及び組織における民主の実施 (第 82 条)
- 第 5 章 施設における民主の実施に関する法律実施組織 (第 83 条ないし第 89 条)
- 第 6 章 施行条項 (第 90 条及び第 91 条)